

平成 30 年 4 月 1 日

平成 30 年度「授業料等納付金の延納願」提出上の留意事項

聖心女子大学 学生生活課

期日までに授業料等納付金の納入が困難な場合には、必ず事前に「延納願」を提出してください。「延納願」の期日が守れない場合には、事前に学生生活課でご相談ください。

1. 所定事項を記入し学生生活課に提出してください。
2. 延納理由は、具体的に記入してください。
3. 前期納付金の最長・延納期限は平成 30 年 10 月 31 日（水）
後期納付金の最長・延納期限は平成 31 年 1 月 31 日（火）
4. 延納期限を経過すると、学則第 35 条の規程により、退学処分の対象となります。
なお、学費未納の期間の修得単位は認定されませんのでご注意ください。
期限内の学費納入が難しい場合には、早めに奨学金について相談を受けてください。
奨学金の相談は、学生本人の申請となりますので、学生本人が窓口に来てご相談ください。
5. 奨学金、教育ローン等のお問い合わせ

<http://www.u-sacred-heart.ac.jp/department/scholarship.html>

「延納願」および奨学金についての相談は下記窓口で受け付けます。

記

150-8938 東京都渋谷区広尾 4 丁目 3 番 1 号 聖心女子大学 学生生活課

電話：03-3407-5093

時間：月～金 9:00～17:00 土 9:00～12:00

(祝日はお休みです。また休暇期間中は時間が変更になります。)

以上

申込日 平成 年 月 日

聖心女子大学長殿

授業料等納付金の延納願

学籍番号		学年	年	学科専攻	
学生氏名					
学生住所	〒				
学生電話番号(携帯電話)					
メールアドレス					
父母等保証人氏名					印
父母等保証人住所	〒				
保証人電話番号(携帯電話)					
メールアドレス					

下記理由により、平成30年度(前期・後期)学費の延納許可をお願いいたします。

← 前期、後期、前期・後期とも、該当に○印

記

1. 延納理由(経済的理由のみならず、今後の見込み等もご記入下さい。)

2. 奨学金利用状況(該当に○)

・利用なし 学生本人が、必ず学生生活課で奨学金の相談を受けてください。

・利用あり

奨学金名	
学生支援機構奨学金の場合、月額支給金額を記	円

3. 延納計画

	当初の納付期日	延納の最長期限	延納の期日(左記の最長期限内)	納付金額
前期	4/26(木)	平成30年10月31日(水)	年 月 日	
後期	9/26(水)	平成31年 1月31日(木)	年 月 日	

- 注1) 延納願が許可される場合は改めてご通知いたしません、不許可の場合は本状受領後の翌月までにご連絡いたします。
- 注2) 延納の分割は取扱いいたしません。
- 注3) 口座振替により納付している方は、今回の延納申込以降、口座振替は行わず、振込による納付に変更となりますので、ご留意願います。
- 注4) 納付の期限(または、延納の期限)を経過すると、学則35条の規程により、退学処分の対象となります。

以上